

富士山SDGs推進パートナー事業実施要領

1 趣旨

富士宮市は、SDGs（持続可能な開発目標）の目標達成、持続可能なまちの実現に向けて、市民、事業所・団体等と市が一丸となってSDGsに取り組むため、富士山SDGs推進パートナー事業（以下「事業」という。）を実施するものとし、その実施に関し必要な事項は、この要領の定めるところによる。

2 事業の内容

事業は、富士山SDGs推進パートナー（以下「パートナー」という。）を募集し、市のホームページ等で取りまとめ、公表することにより、本市のSDGsの達成に向けた活動を促進するとともに、本市のSDGsの取組状況を市内外に向けて情報発信することにより実施する。

3 事業の対象者

事業の対象者は、次に掲げる全ての要件を満たす事業所・団体等とする。

- (1) 富士宮市及び多様なステークホルダーとの連携、協働・協力を心掛け、SDGsの推進及び普及啓発に取り組むこと。
- (2) SDGsの推進に関し、現に実施し、又は実施する予定である取組の内容を宣言書に記載していること。
- (3) 現に実施し、又は実施する予定である取組の内容が明確であり、その内容が富士宮市の地域課題の解決に資するものであること。
- (4) 市に納付すべき税等を滞納していないこと。
- (5) 暴力団、その他反社会的団体又はそれらに関連する事業者でないこと。
- (6) 法令もしくは公序良俗に反する活動をしていないこと。

4 富士山SDGs推進パートナーロゴの使用

前項に定めるパートナーは、別に定める富士山SDGs推進パートナーロゴの利用規約を遵守したうえで、パートナーが発行する印刷物、ホームページ等に、富士山SDGs推進パートナーロゴを使用するこ

とができる。

5 申込方法

- (1) 第2項の規定により市のホームページ等でSDGs宣言の公表を希望する事業の対象者は、「富士山SDGs推進パートナー宣言書（様式1）」（以下「宣言書」という。）を市に提出するものとする。
- (2) 市は、希望者から提出された宣言書の内容を確認した上で、パートナーとして適当と認める場合は、宣言書を市のホームページに掲載し、富士山SDGs推進パートナー登録証（以下「登録証」という。）を交付するものとする。
- (3) 宣言書は、原則として事業所ごとに提出するものとする。

6 取組の報告等

- (1) 前項第2号の規定により、登録証を交付されたパートナーは、市が求めるときに、取組の達成状況について、「富士山SDGs推進パートナー取組状況報告書（様式2）」により、市に報告するものとする。
- (2) パートナーは、宣言書の取組内容に変更又は廃止が生じた場合には、その都度、「富士山SDGs推進パートナー登録事項（変更・廃止）届出書（様式3）」により、市に報告するものとする。

7 公表の中止

市は、パートナーが、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市のホームページへの掲載を取りやめるとともに、登録証を返還させるものとする。

- (1) 第3項各号に掲げる全ての要件に該当しないこととなったとき。
- (2) 第6項第1号の規定による報告を連続する2年にわたり怠ったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市が必要と認めたとき。

8 雑則

この要領に規定するもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和4年6月1日から施行する。